

随意契約内容の公表について

京都市上下水道局の随意契約のうち、次の契約を公表します。

1 対象契約

令和4年度下半期（10月～3月）契約分

- (1) 契約金額が250万円を超える工事請負に係る契約
- (2) 契約金額が250万円を超える測量・設計等の委託に係る契約
- (3) 契約金額が500万円以上の物品等の調達に係る契約（物件の購入、賃借、委託等）

2 公表する内容

- (1) 契約の件名
- (2) 担当所属名
- (3) 契約締結日
- (4) 履行期間
- (5) 契約の相手方の住所及び商号等
- (6) 契約金額（税込み）
- (7) 契約内容
- (8) 随意契約の理由
- (9) 根拠法令
- (10) 契約の相手方の選定理由

3 閲覧

契約会計課執務室内及びホームページにおいて閲覧に供します。

4 公表の時期

半期ごとに取りまとめて公表します。

5 公表の期間

公表の日の翌日から起算して1年が経過する日の属する年度の末日まで。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
琵琶湖疏水沿線受入環境整備業務
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年10月14日
- 4 履行期間
令和4年10月14日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区二帖半敷町6-4-7 オンリー烏丸ビル engawa KYOTO
株式会社電通 京都支社
- 6 契約金額（税込み）
23,989,763円
- 7 契約内容
琵琶湖疏水沿線の受入環境整備（スタッフジャンパー、ガイド紹介カード、記念撮影看板等の制作、多言語自動音声案内システムの開発など）を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件業務委託については、価格だけでなく、これ以外の要件（企画内容や実施体制等）における競争によっても契約の相手方を選定する必要があることから、公募型プロポーザルによって受託事業者を選定した。
このため、受託事業者との契約に当たっては、随意契約を採用した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルによる事業者募集における提案内容について、要項により定めた資格・評価基準に基づき審査及び評価を行った結果、株式会社電通 京都支社が最も高い評価点を獲得したため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
災害用備蓄飲料水「京のかがやき 疏水物語」製造委託
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和5年1月12日
- 4 履行期間
令和5年1月13日から令和5年3月16日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中央区道修町2丁目2番6号
大円食品工業株式会社大阪事務所
- 6 契約金額（税込み）
8,458,340円
- 7 契約内容
災害用備蓄飲料水「京のかがやき 疏水物語」製造を委託するものである。
- 8 随意契約の理由
食品衛生法に基づいた加熱殺菌を行うことができる業者の中で、水道水を原材料に使用し、賞味期限を製造から10年とする490ミリリットルのアルミボトル缶を採用したボトルドウォーターの製造を行うことができる業者が国内では大円食品工業株式会社に限られていることから、随意契約を採用する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
琵琶湖疏水における構成文化財の保存・活用調査
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和5年3月30日
- 4 履行期間
令和5年3月31日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区梅田2丁目5番25号
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 大阪
- 6 契約金額（税込み）
20,000,000円
- 7 契約内容
琵琶湖疏水における構成文化財の保存・活用調査を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件業務委託においては、基本構想及び調査報告書の内容、諸元、現状など、旧御所水道ポンプ室に関する専門的な知識のほか、文化財の保存・活用に関する方策等についても熟知している必要があり、本件役務の提供が特定の1者に限られるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
「旧御所水道ポンプ室保存・活用基本構想」及び「『旧御所水道ポンプ室の美装化に係る調査委託』調査報告書」を作成し、本業務の履行に必要な専門的な知識を有するのは、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 大阪1者のみであるため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人事給与改正等に伴う人事給与・庶務事務システムの改修業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局総務部職員課
- 3 契約締結日
令和5年3月24日
- 4 履行期間
契約締結後から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
9,295,000円
- 7 契約内容
令和4年4月から稼働している人事給与・庶務事務システムについて、本市人事制度において令和5年4月から課長補佐級が廃止されることに伴い、当該制度改正内容に対応すること等に加え、当局タイムレコーダーの導入等に伴う服務関連機能に係る処理追加を行うことを目的として、既存機能の改修等を委託するものである。
- 8 随意契約の理由
本システムは日本電気株式会社が独自に開発したパッケージソフトウェア「GPRIME人事給与・庶務事務システム」等に適正規模のカスタマイズを施して構築しており、当該ソフトウェアの開発及び同カスタマイズに当たっては同社独自の知識や技術（ノウハウ）等が用いられていることから、その内部構造や環境設定等に関するノウハウ等を有しない同社以外の者が本委託業務を実施することは極めて困難であるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
インボイス制度への対応に伴う水道料金系システム（m i n a m o）の機能改修業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局総務部お客さまサービス推進室
- 3 契約締結日
令和4年12月9日
- 4 履行期間
令和4年12月10日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,985,000円
- 7 契約内容
水道料金系システムについて、令和5年10月1日から開始される適格請求書等保存方式(インボイス制度)への対応に当たり、既存機能の改修業務を委託するものである。
- 8 随意契約の理由
水道料金系システムは、上下水道局の根幹的業務である上下水道料金調定収納業務を支えるシステムである。内部構造、環境設定、個々のモジュールの関係性及び開発の経緯等について詳細に内容を把握している業者以外が改修等を実施し、本システム機能や連携する他システムに障害が発生した場合、局内業務のみならず、市民生活にも多大なる影響を及ぼす恐れがあることから、本契約の目的を達成できる相手方が本システムに精通した開発及び保守業者である1者に限定されるため、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
管路情報管理システム システム運用業務委託（その2）
- 2 担当所属名
上下水道局水道部管理課
- 3 契約締結日
令和4年10月27日
- 4 履行期間
令和4年10月28日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号
株式会社管総研
- 6 契約金額（税込み）
19,250,000円
- 7 契約内容
本委託業務は、管路情報管理システム（以下「システム」という。）の機能拡張を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本業務委託は、本市のシステムの機能拡張として、水理解析機能用模式図データベース作成を含めた解析機能の運用及び水理解析結果をもとに構築されている任意の重要施設から各配水場へのルート検索機能の再構成、調整、最新化作業を行うものである。
本業務委託を履行できるのは、本システムに使用しているマッピングソフト（e-Water）を取り扱うことができる業者に限られるが、ソフトの独占的利用権を持つ唯一の事業者である相手方と随意契約をする必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ケーブル修繕（洛西中継ポンプ場）
- 2 担当所属名
上下水道局水道部施設課
- 3 契約締結日
令和5年2月17日
- 4 履行期間
令和5年2月17日から令和5年5月1日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字鏡田10番地9
日本メンテナンスエンジニアリング株式会社 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
6,545,000円
- 7 契約内容
不具合が生じている受電ケーブルについて修繕を行うものである。
- 8 随意契約の理由
洛西中継ポンプ場の受電ケーブルに不具合が生じ、予備線側での受電が不可能となった。このため、迅速に不具合が生じたケーブルの修繕を行う必要があるため、入札に付することができない随意契約とする。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
日本メンテナンスエンジニアリング株式会社は、材料手配及び施工が迅速にでき、複数見積もりをとった中で最も安価なため。

随意契約一覧表

整理番号	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	令和4年10月31日	弁室改造工事(京都市伏見区深草五反田町 地内)	5,775,000	上下水道局 水道部 水道管路課	株式会社村井建設	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
002	令和4年12月08日	配水管移設工事(京都市山科区西野小柳町~西野大鳥井町 地内)	21,890,000	上下水道局 水道部 水道管路課	株式会社笹原建設	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
003	令和4年12月12日	弁室改造工事(京都市山科区大宅御所田町 地内)	6,050,000	上下水道局 水道部 水道管路課	株式会社石川建設	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
004	令和4年12月13日	配水管移設(その1)工事(京都市伏見区横大路橋本 地内)	9,955,000	上下水道局 水道部 水道管路課	株式会社城産組	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
005	令和4年12月14日	近鉄京都線竹田駅下シールド通過に伴う測量調査、影響検討及び設計委託	14,355,000	上下水道局 水道部 水道管路課	全日本コンサルタント株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
006	令和4年12月23日	配水管撤去工事(京都市伏見区道阿弥町~御香宮門前町 地内)	12,760,000	上下水道局 水道部 水道管路課	株式会社本田建設	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
007	令和5年01月11日	配水管移設工事(京都市右京区西院清水町 地内)	5,368,000	上下水道局 水道部 水道管路課	益田・城産・本田特定建設工事 共同企業体	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
008	令和5年02月15日	配水管布設替(その3)工事(京都市山科区国道1号、小山南溝町~大塚北溝町他 地内)	119,812,000	上下水道局 水道部 水道管路課	明清建設工業株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
009	令和5年03月29日	配水管布設替工事(京都市上京区東桜町 地内)	22,174,900	上下水道局 水道部 水道管路課	水口建設株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
010	令和5年03月31日	新山科系低区五条幹線配水管布設替(その2-2)他工事(京都市右京区西院月双町 地内)	77,660,000	上下水道局 水道部 水道管路課	西野建設株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
弁室改造工事（京都市伏見区深草五反田町 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日
令和4年10月31日
- 4 履行期間
令和4年10月31日から令和5年3月17日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市伏見区醍醐合場町10番地1
株式会社村井建設
- 6 契約金額（税込み）
5,775,000円
- 7 契約内容
本工事は、弁室の人孔上部の損傷により維持管理の適正を欠いているため、改造を行うものである。
- 8 随意契約の理由
当該空気弁室（計2か所）は、人孔上部の損傷が激しく、鉄蓋周りの舗装との間に段差が生じている状況である。また、当該箇所は、昼夜を問わず交通量が非常に多い箇所であり、このまま放置することは、通行者の事故につながる危険があるため、道路管理者（伏見土木事務所）から至急の対応を求められている。
したがって、本工事は入札手続きによることなく、随意契約するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8の理由から、緊急工事業者登録の希望者募集要項に基づいて、令和4年度緊急工事業者登録のDブロック10、11月担当業者である株式会社村井建設を本工事の契約の相手方とするものである。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
配水管移設工事（京都市山科区西野小柳町～西野大鳥井町 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日
令和4年12月8日
- 4 履行期間
令和4年12月9日から令和5年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区東九条西山町41番地
株式会社笹原建設
- 6 契約金額（税込み）
21,890,000円
- 7 契約内容
本工事は、京都市建設局土木管理部東部土木事務所にて施工中の河川改良工事（竹田川）において、支障となる配水管を移設するものである。
- 8 随意契約の理由
本工事工程としては、水道工事として仮設管の布設後、河川工事の土留めを行うことや、河川構造物の据付後、埋戻し・土留撤去に併せ本設配水管の布設を行うなど、作業が工事間で輻輳するうえに、現場は非常に狭隘な箇所での施工であり、仮設管と土留杭との位置関係および最終的な河川構造物と本設配水管の位置についても緻密な位置調整が必要になる。
さらに、当該道路は車両等の通行止めをしなければ施工できないため、輻輳する工事について綿密な工程調整を行うことで、近隣住民への負担を最小限におさえることも必要である。
よって、本工事は河川改良工事の受注者が施工することによる河川工事との一体的な施工が必要不可欠であり、品質面、安全面においても施工責任の所在を明確化することができることから随意契約を採用するものとする。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
弁室改造工事（京都市山科区大宅御所田町 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日
令和4年12月12日
- 4 履行期間
令和4年12月13日から令和5年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市伏見区深草小久保町303番地
株式会社石川建設
- 6 契約金額（税込み）
6,050,000円
- 7 契約内容
本工事は、建設局土木管理部東部土木事務所にて施工中の舗装道補修工事（小山大宅線（新奈良街道））により、支障となる弁室（空気弁室2箇所）の改造を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本工事後の弁室高さは、舗装仕上がり高さに合わせる必要があるが、当該道路は補修工事で全面的に舗装することとなるため、綿密な高さ調整を行うことが必要不可欠である。また嵩上げ完了後は、既存舗装との高さが異なることから、最終の舗装仕上げが施工されるまでの期間、既存舗装との擦り付け部を保全管理することが重要であり、併せて補修工事との一体的な施工が求められる。さらに、本工事は早期の完成を求められており、地元折衝、施工調整に要する時間を短縮することで、進捗に影響を及ぼさないようにするとともに、近隣の住民の負担を軽減することが重要となってくる。
以上のことから、本工事を舗装道補修工事（小山大宅線（新奈良街道））の受注者が一体的に施行することにより、工事間調整が可能となり、工期を大幅に短縮できるとともに経費の縮減にも繋がることから、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
配水管移設（その1）工事（京都市伏見区横大路橋本 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日
令和4年12月13日
- 4 履行期間
令和4年12月14日から令和5年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市伏見区肥後町368番地の2
株式会社城産組
- 6 契約金額（税込み）
9,955,000円
- 7 契約内容
本工事は、京都市建設局南部区画整理事務所にて施行の伏見西部第三地区5号水路築造工事に支障となる、配水管の移設を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本工事は、地下埋設物が輻輳している中で水路築造工事の支障とならない位置に仮移設を行う必要があることや、一部は借地している土地に仮移設するため、より緻密な調整が求められる。また、水路築造工事との一体的な施工を行うことで、施工責任の所在を明確化させることができる。さらに、本工事は早期の完成を求められており、地元折衝、施工調整に要する時間を短縮することで、水路築造工事の進捗に影響を及ぼさないようにするとともに、近隣の住民の負担を軽減することが重要となってくる。
以上のことから、本工事を伏見西部第三地区5号水路築造工事の受注者が一体的に施工することにより、工事間調整及び地元折衝等に要する期間を省くことができ、工期の大幅な短縮が図れるとともに経費の縮減にも繋がることから、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
近鉄京都線竹田駅下シールド通過に伴う測量調査、影響検討及び設計委託
- 2 担当所属名
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日
令和4年12月14日
- 4 履行期間
令和4年12月15日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区西九条森本町77-308
全日本コンサルタント株式会社 京都営業所
- 6 契約金額（税込み）
14,355,000円
- 7 契約内容
本業務は、低区大宮連絡幹線配水管布設替（その2）工事に伴う測量調査及び設計業務に併せて、近鉄京都線竹田駅シールド通過に伴う測量調査、影響検討及び設計業務を委託するものである。
- 8 随意契約の理由
本業務を実施するにあたり、鉄道管理者である近畿日本鉄道株式会社と事前協議を行い、軌道敷内の安全確保が必要と判断されたことから、近畿日本鉄道株式会社が指定する資格（一級元請現場監督者）を有するコンサルタントによる測量実施を求められた。当該資格は、日本全国のコンサルタント会社の中で、「全日本コンサルタント株式会社」一社しか有していない。
以上のことから、上記条件を満たす会社は、全日本コンサルタント株式会社の一社のみであり、契約の相手方が特定されることから随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
配水管撤去工事（京都市伏見区道阿弥町～御香宮門前町 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日
令和4年12月23日
- 4 履行期間
令和4年12月24日から令和5年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市北区大宮東総門口町4番地3
株式会社本田建設
- 6 契約金額（税込み）
12,760,000円
- 7 契約内容
本工事は、建設局道路建設部道路環境整備課にて施行の大手筋通電線共同溝新設（その3）工事に支障となる、配水管の撤去を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本工事は、電線共同溝柵設置位置のスペースを確保するため、支障となる配水管を撤去するものであるが、施工箇所は他企業埋設管が輻輳しており、非常に限られたスペースの中で配水管を撤去する必要があるため、一体的に施工しなければ困難である。また、本工事箇所は商店街に近接した場所であることから、地元折衝、施工調整に要する時間を短縮することで、近隣の住民の負担を軽減することや施工責任の所在を明確にすることが重要となってくる。
以上のことから、本工事を電線共同溝工事の受注者に施工させることにより、工事間調整が可能となり、工期を大幅に短縮し、地元への負担を最低限にすることができるとともに、安全な施工の確保も可能となることから、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
配水管移設工事（京都市右京区西院清水町 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日
令和5年1月11日
- 4 履行期間
令和5年1月12日から令和5年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区西ノ京北壺井町147
益田・城産・本田特定建設工事共同企業体
- 6 契約金額（税込み）
5,368,000円
- 7 契約内容
本工事は、上下水道局下水道部下水道建設事務所にて施工の西部1号2号分流幹線（その2）
公共下水道工事に支障となる、配水管の移設を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本工事は、下水道工事の支障とならないよう限られたスペースの中で移設を行わなければならないため、綿密な高さ位置調整が必要不可欠である。また、下水道工事は移設した配水管が非常に近接した状態での施工となり、二次災害の危険性があるため、同一業者での保全管理及び品質の確保かつ施工責任の明確化を図ることが重要となってくる。また、施工箇所は地元の生活道路であるため、通行止め等の規制は可能な限り減らす必要があり、本工事と下水道工事を一体的に施工することにより工事期間を短縮し、近隣の住民の負担を最小限にすることが重要である。
以上のことから、本工事を下水道工事の請負業者が一体的に施工することにより、工事間調整及び地元折衝等に要する期間を大幅に省くことができ、工期の短縮が可能となり、安全な施工の確保も可能となることから、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
配水管布設替（その3）工事（京都市山科区国道1号、小山南溝町～大塚北溝町他 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日
令和5年2月15日
- 4 履行期間
令和5年2月16日から令和5年12月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区上鳥羽尻切町4番地
明清建設工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
119,812,000円
- 7 契約内容
本工事は、近畿地方整備局京都国道事務所にて施工中の国道1号山科音羽中地区電線共同溝工事において、経年により老朽化している配水管の布設替えを行うものである。
- 8 随意契約の理由
本工事は、他企業埋設管が輻輳しており、緻密な布設位置の調整が必要であることや、京都国道事務所より本工事の早期着手、完了が求められており、できる限り工期を短縮する必要がある。また、本工事は歩道を占用して行うため、歩行者に対する安全確保が重要であるが、電線共同溝工事の受注者が行うことで、施工責任の所在を明確にすることができ、安全な施工を図ることができる。
よって、本工事を電線共同溝工事の受注者が一体的に施工することにより、綿密な工事間調整が可能となり、工期の短縮のほか、工事の輻輳を回避し安全な施工が確保でき、また、土工等に係る費用や交通の安全管理に必要な経費の削減が可能となる。そのため、電線共同溝工事の受注者と契約することが有利になることが明らかであることから、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
配水管布設替工事（京都市上京区東桜町 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日
令和5年3月29日
- 4 履行期間
令和5年3月30日から令和5年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市右京区京北下弓削町狭間谷口9番地
水口建設株式会社
- 6 契約金額（税込み）
22,174,900円
- 7 契約内容
本工事は、京都市建設局道路建設部道路環境整備課にて施行の河原町通電線共同溝新設（その3）工事に支障となる配水管を布設替えするものである。
- 8 随意契約の理由
本工事は、地下埋設物が輻輳しており、非常に限られたスペースの中での工事となるため、電線共同溝工事の進捗状況に合わせて埋設位置を調整しながら配水管を布設する必要がある、工程調整及び一体的な施工を行わなければ、配水管を計画通りに布設することは不可能である。また、当該道路は交通量が非常に多く、市民生活への影響が大きいため、地元からは本工事の早期完了が求められており、同一業者で同一時期に一体的な施工を行うことで、工期短縮及び施工責任の明確化を図り、近隣住民への負担を最小限におさえることが重要である。
以上のことから、本工事を電線共同溝工事の受注者が一体的に施工することで、工事間調整が可能となり、工期の大幅な短縮が図れるとともに経費の縮減にも繋がることから随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新山科系低区五条幹線配水管布設替(その2-2)他 工事 (京都市右京区西院月双町 地内)
- 2 担当所属名
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日
令和5年3月31日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年7月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野383-27
西野建設株式会社
- 6 契約金額 (税込み)
77,660,000円
- 7 契約内容
本工事は、国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所にて施工中の「国道9号京都西共同溝中間立坑整備工事」に併せて幹線配水管及び連絡幹線配水管の布設替えを連絡立坑内にて行うものである。
- 8 随意契約の理由
当該工事区間の水道管路は、立坑整備工事や同坑内に設置される他企業管路の工事と同一時期に布設する必要がある。また立坑内立上り部において、水道管を固定する金具を設置する必要があり、設置位置等について立坑の品質にも影響を及ぼさないよう緻密な位置調整が必要不可欠である。
以上のことから、本工事を立坑整備工事の請負者が施工することで、工事の輻輳が回避でき、安全な施工が確保できる。また着手前の地元折衝、他企業との工程調整に要する時間が短縮できるため、大幅な工期短縮が可能となることから随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約一覧表

整理番号	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	令和4年10月21日	人孔上部整備(その4)工事 (京都市西京区桂西滝川町 他 地内)	3,300,000	上下水道局下水道部 きた下水道管路管理 センター	光工業株式会社	地方公営企業法施行令第21条の1 4第1項第6号
002	令和4年10月24日	人孔上部整備(その5)工事 (京都市右京区太秦青木元町 他 地内)	3,069,000	上下水道局下水道部 きた下水道管路管理 センター	京和産業株式会社	地方公営企業法施行令第21条の1 4第1項第6号
003	令和4年11月22日	桂川右岸流域関連松尾処理分区桂畑ケ田町支線公共下水道管布設替工事 (京都市西京区桂畑ケ田町 他 地内)	9,900,000	上下水道局下水道部 きた下水道管路管理 センター	株式会社白川工業	地方公営企業法施行令第21条の1 4第1項第6号
004	令和5年01月11日	人孔上部整備(その7)工事 (京都市上京区中務町 他 地内)	3,333,000	上下水道局下水道部 きた下水道管路管理 センター	株式会社MONT BLANC	地方公営企業法施行令第21条の1 4第1項第6号
005	令和4年12月06日	公共下水道整備(その7)工事 (京都市左京区吉田神楽岡町 地内)	4,972,000	上下水道局下水道部 きた下水道管路管理 センター	株式会社岡村建設	地方公営企業法施行令第21条の1 4第1項第5号
006	令和5年01月19日	公共下水道整備(その9)工事 (京都市上京区西上之町 他 地内)	9,735,000	上下水道局下水道部 きた下水道管路管理 センター	山品建設株式会社	地方公営企業法施行令第21条の1 4第1項第5号
007	令和5年02月02日	公共下水道整備(その10)工事 (京都市上京区東西俵屋町 地内)	11,990,000	上下水道局下水道部 きた下水道管路管理 センター	株式会社古川組	地方公営企業法施行令第21条の1 4第1項第5号
008	令和4年12月02日	公共下水道整備(その6)工事 (京都市右京区梅ヶ畑向ノ地町 他 地内)	10,208,000	上下水道局下水道部 きた下水道管路管理 センター	マスタ株式会社	地方公営企業法施行令第21条の1 4第1項第5号
009	令和4年12月09日	公共下水道整備(その8)工事 (京都市南区久世上久世町 地内)	7,040,000	上下水道局下水道部 きた下水道管路管理 センター	吉村建設工業株式会社	地方公営企業法施行令第21条の1 4第1項第5号

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人孔上部整備（その4）工事（京都市西京区桂西滝川町 他 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部きた下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和4年10月21日
- 4 履行期間
令和4年10月22日から令和5年2月5日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市伏見区竹田中嶋町5番地
光工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
3,300,000円
- 7 契約内容
本工事は、標記地内において建設局土木管理部西部土木事務所が施工する舗装道補修工事及び歩道整備工事に際し、既設人孔鉄蓋が支障となるため、当該人孔鉄蓋の高さ調整や、現在設置されている老朽化した旧型の鉄蓋を現行の鉄蓋へ交換するものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、交差点改良工事区域内で実施するものであり、同工事の施工業者に本工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、土工等に係わる費用や交通の安全管理に必要な経費の軽減等を行うことが可能になる。
これらを総合的に判断し、当該工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人孔上部整備（その5）工事（京都市右京区太秦青木元町 他 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部きた下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和4年10月24日
- 4 履行期間
令和4年10月25日から令和5年2月5日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区上鳥羽角田町89番地
京和産業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
3,069,000円
- 7 契約内容
本工事は、標記地内において建設局道路建設部道路環境整備課が施工する歩道共存道路整備工事に際し、既設人孔鉄蓋が支障となるため、当該人孔鉄蓋の高さ調整や、現在設置されている老朽化した旧型の鉄蓋を現行の鉄蓋へ交換するものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、歩道共存道路整備工事区域内で実施するものであり、同工事の施工業者に本工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、土工等に係わる費用や交通の安全管理に必要な経費の軽減等を行うことが可能になる。
これらを総合的に判断し、当該工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
桂川右岸流域関連松尾処理分区桂畑ヶ田町支線公共下水道管布設替工事
(京都市西京区桂畑ヶ田町 他 地内)
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部きた下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和4年11月22日
- 4 履行期間
令和4年11月23日から令和5年3月18日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府宇治市宇治善法114-17
株式会社白川工業
- 6 契約金額(税込み)
9,900,000円
- 7 契約内容
本工事は、標記地内において近畿地方整備局京都国道事務所が実施する国号9号京都西共同溝到達立坑整備工事に際し、既設の公共下水道管及び人孔鉄蓋が支障となるため、既設管及び鉄蓋を撤去し、新たに布設を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、共同溝工事区域内で実施するものであり、同工事の施工業者に本工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、土工等に係わる費用や交通の安全管理に必要な経費の軽減等を行うことが可能になる。
これらを総合的に判断し、当該工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人孔上部整備（その7）工事（京都市上京区中務町 他 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部きた下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和5年1月11日
- 4 履行期間
令和5年1月12日から令和5年5月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市左京区岩倉幡枝町628-1
株式会社MONT BLANC
- 6 契約金額（税込み）
3,333,000円
- 7 契約内容
本工事は、標記地内に上下水道局水道部管路課が施工する路面復旧工事に際し、既設人孔鉄蓋が支障となるため、当該人孔鉄蓋の高さ調整や、現在設置されている老朽化した旧型の鉄蓋を現行の鉄蓋へ交換するものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、路面復旧工事区域内で実施するものであり、同工事の施工業者に本工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、土工等に係わる費用や交通の安全管理に必要な経費の軽減等を行うことが可能になる。
これらを総合的に判断し、当該工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
公共下水道整備（その7）工事（京都市左京区吉田神楽岡町 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部きた下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和4年12月6日
- 4 履行期間
令和4年12月6日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市左京区静海市原町531番地の19
株式会社岡村建設
- 6 契約金額（税込み）
4,972,000円
- 7 契約内容
本工事は、標記地内において本管の詰まりが生じたため緊急清掃を実施したところ、木根の侵入等により流水機能に支障が生じていることが判明し、そのままでは下水道本管の閉塞の恐れがあることから、至急に復旧する対策工事を緊急工事として発注するものである。
- 8 随意契約の理由
本工事の業者選定について、緊急の必要により競争入札に付することができないため、「緊急工事業者の希望者要綱」に基づき、緊急工事業者として登録されており、当番業者である株式会社岡村建設へ施工を依頼するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
公共下水道整備（その9）工事（京都市上京区西上之町 他 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部きた下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和5年1月19日
- 4 履行期間
令和5年1月19日から令和5年5月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市西京区桂南巽町30番地
山品建設株式会社
- 6 契約金額（税込み）
9,735,000円
- 7 契約内容
本工事は、標記地内において本管スクリーニング調査を実施したところ、下水道本管の破損により流水機能に支障が生じていることが判明し、そのままでは下水道本管の閉塞や道路陥没による二次災害の恐れがあることから、至急に復旧する対策工事を緊急工事として発注するものである。
- 8 随意契約の理由
本工事の業者選定について、緊急の必要により競争入札に付することができないため、「緊急工事業者の希望者要綱」に基づき、緊急工事業者として登録されており、当番業者である山品建設株式会社へ施工を依頼するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
公共下水道整備（その10）工事（京都市上京区東西俵屋町 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部きた下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和5年2月2日
- 4 履行期間
令和5年2月2日から令和5年5月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市右京区嵯峨釈迦堂門前南中院町16番地
株式会社古川組
- 6 契約金額（税込み）
11,990,000円
- 7 契約内容
本工事は、標記地内において本管の詰まりが生じたため緊急清掃を実施したところ、本管の破損やたるみが判明し、そのままでは下水道本管の閉塞や道路陥没の恐れがあることから、至急に復旧する対策工事を緊急工事として発注するものである。
- 8 随意契約の理由
本工事の業者選定について、緊急の必要により競争入札に付することができないため、「緊急工事業者の希望者要綱」に基づき、緊急工事業者として登録されており、当番業者である株式会社古川組へ施工を依頼するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
公共下水道整備（その6）工事（京都市右京区梅ヶ畑向ノ地町 他 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部きた下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和4年12月2日
- 4 履行期間
令和4年12月2日から令和5年6月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市右京区嵯峨新宮町39番地
マスダ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
10,208,000円
- 7 契約内容
本工事は、標記地内において地元要望により水路清掃を実施したところ、掘割の水路が洗堀されており、法面の一部崩壊や流水機能に支障をきたしていることが判明し、そのままでは法面の崩壊の拡大や水路からの溢水による浸水被害の恐れがあることから、至急に復旧する対策工事を緊急工事として発注するものである。
- 8 随意契約の理由
本工事の業者選定について、緊急の必要により競争入札に付することができないため、「緊急工事業者の希望者要綱」に基づき、緊急工事業者として登録されており、当番業者であるマスダ株式会社へ施工を依頼するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
公共下水道整備（その8）工事（京都市南区久世上久世町 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部きた下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和4年12月9日
- 4 履行期間
令和4年12月9日から令和5年5月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区西ノ京小倉町135番地
吉村建設工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
7,040,000円
- 7 契約内容
本工事は、標記地内において本管清掃を実施したところ、本管の破損により流水機能に支障が生じていることが判明し、そのままでは下水道本管の閉塞や道路陥没による二次被害の恐れがあることから、至急に復旧する対策工事を緊急工事として発注するものである。
- 8 随意契約の理由
本工事の業者選定について、緊急の必要により競争入札に付することができないため、「緊急工事業者の希望者募集要綱」に基づき、緊急工事業者として登録されており、当番業者である吉村建設工業株式会社へ施工を依頼するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約一覧表

整理番号	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	令和4年10月13日	人孔上部整備(その8)工事 (京都市伏見区観音寺町 他地内)	17,477,900	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	株式会社丸虎組	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
002	令和4年11月10日	人孔上部整備(その10)工事 (京都市山科区大宅御所田町 地内)	6,215,000	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	株式会社石川建設	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
003	令和5年01月18日	人孔上部整備(その13)工事 (京都市南区唐橋西平垣町 地内)	2,717,000	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	株式会社光山建設	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
004	令和5年03月10日	人孔上部整備(その12)工事 (京都市南区東九条東岩本町 他地内)	6,380,000	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	株式会社昭和建設	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
005	令和5年02月07日	公共下水道管布設替(その2)工事 (京都市伏見区御香宮門前町 他地内)	22,880,000	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	株式会社本田建設	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
006	令和4年12月06日	公共下水道管渠施設整備(その6)工事 (京都市伏見区下鳥羽芹川町 他地内)	96,008,000	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	西山グリーン株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
007	令和4年12月15日	公共下水道管渠施設整備(その7)工事 (京都市伏見区桃陵町 他地内)	94,688,000	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	西山グリーン株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
008	令和5年01月10日	公共下水道管渠施設整備(その8)工事 (京都市伏見区桃山町島津 他地内)	46,585,000	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	西山グリーン株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人孔上部整備（その8）工事（京都市伏見区観音寺町 他地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和4年10月13日
- 4 履行期間
令和4年10月14日から令和5年5月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市左京区田中南西浦町50
株式会社丸虎組
- 6 契約金額（税込み）
17,477,900円
- 7 契約内容
本件工事は、標記地内において京都市建設局道路環境整備課が施工する道路改良工事に際し、既設人孔鉄蓋が支障となるため、当該人孔鉄蓋の高さ調整を行うとともに老朽化した取付管の布設替えを行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、道路改良工事区域内での施工であることから、当該整備工事施工中の者と契約することで施工責任の一元化、工程調整に要する時間の短縮、工事費用及び安全管理に必要な経費の軽減等が著しく有利となるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人孔上部整備（その10）工事（京都市山科区大宅御所田町 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和4年11月10日
- 4 履行期間
令和4年11月11日から令和5年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市伏見区深草小久保町303番地
株式会社石川建設
- 6 契約金額（税込み）
6,215,000円
- 7 契約内容
本件工事は、標記地内において京都市建設局東部土木事務所が施工する舗装道補修工事に際し、当該人孔鉄蓋の高さ調整と旧規格の取替工事を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、舗装補修工事区域内での施工であることから、当該舗装補修工事施工中の者と契約することで施工責任の一元化、工程調整に要する時間の短縮、工事費用及び安全管理に必要な経費の軽減等が著しく有利となるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人孔上部整備（その13）工事（京都市南区唐橋西平垣町 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和5年1月18日
- 4 履行期間
令和5年1月19日から令和5年4月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市右京区西京極勝町11番地
株式会社光山建設
- 6 契約金額（税込み）
2,717,000円
- 7 契約内容
本件工事は、標記地内において京都市建設局南部土木事務所が施工する道路整備工事に際し、当該人孔鉄蓋の高さ調整と旧規格の取替工事を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、道路整備工事区域内での施工であることから、当該道路整備工事施工中の者と契約することで施工責任の一元化、工程調整に要する時間の短縮、工事費用及び安全管理に必要な経費の軽減等が著しく有利となるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人孔上部整備（その12）工事（京都市南区東九条東岩本町 他地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和5年3月10日
- 4 履行期間
令和5年3月11日から令和6年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市西京区大枝北福西町2丁目29番地3
株式会社昭和建設
- 6 契約金額（税込み）
6,380,000円
- 7 契約内容
本件工事は、標記地内において京都市都市計画局住宅室すまいまちづくり課が施工する歩行空間整備工事に際し、当該人孔鉄蓋の高さ調整と旧規格の取替工事を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、道路整備工事区域内での施工であることから、当該道路整備工事施工中の者と契約することで施工責任の一元化、工程調整に要する時間の短縮、工事費用及び安全管理に必要な経費の軽減等が著しく有利となるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
公共下水道管布設替（その２）工事（京都市伏見区御香宮門前町 他地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和５年２月７日
- 4 履行期間
令和５年２月８日から令和５年１２月１１日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市北区大宮東総門口町４番地３
株式会社本田建設
- 6 契約金額（税込み）
２２，８８０，０００円
- 7 契約内容
本件工事は、標記地内において建設局建設部道路環境整備課が施工する電線共同溝工事に際し、経年劣化した下水道の取付管を布設替えするものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、同工事施工中の者と契約することで施工責任の一元化、工程調整に要する時間の短縮、工事費用及び安全管理に必要な経費の軽減等が著しく有利となるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第 号
 地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第６号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記８のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
公共下水道管渠施設整備（その6）工事（京都市伏見区下鳥羽芹川町 他地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和4年12月6日
- 4 履行期間
令和4年12月6日から令和5年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市西京区大原野小塩町842番地
西山グリーン株式会社
- 6 契約金額（税込み）
96,008,000円
- 7 契約内容
本件工事は、既設下水道管近接工事において他企業埋設管工事に立会したところ、広範囲で複数の管破損や接合部のズレが発見されたことに対する補修工事である。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、放置すると道路陥没の危険性が高く、流下機能低下の懸念があるため緊急に対応する必要があることから、緊急業者と随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
公共下水道管渠施設整備（その7）工事（京都市伏見区桃陵町 他地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和4年12月15日
- 4 履行期間
令和4年12月15日から令和5年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市西京区大原野小塩町842番地
西山グリーン株式会社
- 6 契約金額（税込み）
94,688,000円
- 7 契約内容
本件工事は、取付管の破損を発見したことから本管カメラ調査を行ったところ、クラックが確認されたことに対する補修工事である。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、放置すると道路陥没の危険性が高く、流下機能低下の懸念があることから緊急に対応する必要があるため、緊急業者と随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
公共下水道管渠施設整備（その8）工事（京都市伏見区桃山町島津 他地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和5年1月10日
- 4 履行期間
令和5年1月10日から令和5年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市西京区大原野小塩町842番地
西山グリーン株式会社
- 6 契約金額（税込み）
46,585,000円
- 7 契約内容
本件工事は、地元住民から降雨時期にマンホールから大量の水が溢れているとの連絡があり、現地調査したところ本管の能力不足が判明したことに対する対策工事である。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、放置すると交通等の支障となることから緊急に対応する必要があるため、緊急業者と随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
水環境保全センター統計システム改修委託
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部施設課
- 3 契約締結日
令和4年10月27日
- 4 履行期間
令和4年10月28日から令和5年3月24日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号
クボタシステムズ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
8,184,000円
- 7 契約内容
本業務委託は、下水道部施設課及び各水環境保全センターにおいて稼働中である「水環境保全センター統計システム」の改修委託を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本業務委託は開発時に作成した基本構造や機能等を変更させてソフトウェア開発を行う必要がある。しかし、本システムの基本構造やシステム稼働に必要な機能等はクボタシステムズ株式会社が独自の技術を用いて開発したものである。そのため、本業務をその他事業者が行えば、本システムの機能及びプログラム等を熟知していないため、クボタシステムズ株式会社の独自技術で開発された基本構造や機能等を破損させてしまう可能性が高い。また、本システムで出力されたデータは様々な資料として使用されるため、不具合が生じると各種届出や運転管理状況の確認等を行うことができず、多大な支障を及ぼすこととなる。よって、本業務委託を随意契約するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
鳥羽 第2課6-2ゲート修理（京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木1）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター水処理第2課
- 3 契約締結日
令和4年10月19日
- 4 履行期間
令和4年10月19日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市西区北堀江1丁目12番19号
株式会社栗本鐵工所
- 6 契約金額（税込み）
3,300,000円
- 7 契約内容
予備処理放流用6-2ゲート開閉器の損傷した部品を交換し、機器の機能回復を図るものである。
- 8 随意契約の理由
本ゲートは雨天時に雨水を放流するためのゲートであり、適切に開閉できないと雨水を放流できず処理区が浸水する恐れがあり、市民生活及び環境へ多大な影響を及ぼす恐れがある。従って、修理を緊急に実施するため随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
本ゲートが株式会社栗本鐵工所の製品であることから、構造・機能を熟知し迅速に対応できる株式会社栗本鐵工所を本修理の契約の相手方とするものである。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
鳥羽 第2課タラップ修理（京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木1）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター水処理第2課
- 3 契約締結日
令和5年1月19日
- 4 履行期間
令和5年1月19日から令和5年5月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区上鳥羽仏現寺町60-1
株式会社青木建設
- 6 契約金額（税込み）
4,015,000円
- 7 契約内容
揚水ポンプの補機を点検する動線を確保するためタラップを取り付けるものである。
- 8 随意契約の理由
鳥羽水環境保全センター水処理第2課に設置されている、らせん階段が昨年9月に倒壊したため撤去した。らせん階段の上部には、揚水ポンプの補機があり現在動線が確保できていない状況にある。補機に異常が発生した際、揚水ポンプの機能が発揮できず、処理区域内が浸水する恐れがある。従って、修理を緊急に実施するため随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
登録業者数件に問い合わせた結果、機材の手配に迅速な対応が可能であり、最も安価であった株式会社青木建設を本修理の契約の相手方とするものである。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
鳥羽 第2沈砂池スクリーン設備修理（京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木1）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター水処理第2課
- 3 契約締結日
令和5年2月6日
- 4 履行期間
令和5年2月6日から令和5年6月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市淀川区宮原3丁目5番24号
株式会社前澤エンジニアリングサービス 大阪営業所
- 6 契約金額（税込み）
15,290,000円
- 7 契約内容
スクリーンB-2が長年の使用により劣化し、運転に支障を来しているため、修理するものである。
- 8 随意契約の理由
本設備は、流入下水中のし渣を除去する設備として沈砂池の重要な機能を担っているが、操作不能の場合、処理区が浸水する恐れがあり、市民生活及び環境へ多大な影響を及ぼす恐れがある。従って、修理を緊急に実施するため随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
スクリーンB-2が前澤工業株式会社の製品であり、子会社で構造・機能を熟知し迅速に対応できる株式会社前澤エンジニアリングサービス大阪営業所を本修理の契約の相手方とするものである。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
酸素発生設備用部品
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター吉祥院支所
- 3 契約締結日
令和4年11月14日
- 4 履行期間
令和4年11月15日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区海岸三丁目20番20号 ヨコソーレインボータワー
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,270,000円
- 7 契約内容
本件は、吉祥院支所における酸素発生設備の点検・補修に必要な特殊部品（自動切替弁コンプレット品、中間軸受用ハウジング等）の購入に係る契約である。
- 8 随意契約の理由
当該部品は、一般には製造されておらず、また製造方法についても他に公開されていないため、製造に要する能力を有する者が1社に限られており、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
吉祥院支所の酸素発生設備を熟知し、当該設備の特殊部品の製造に要する能力を有している業者が、当該設備の製造業者であるヴェオリア・ジェネッツ株式会社に限られるため、当該業者と契約を締結する。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
石田 照明設備修理（京都市伏見区石田西ノ坪2番地 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部石田水環境保全センター
- 3 契約締結日
令和5年1月27日
- 4 履行期間
令和5年1月27日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市伏見区横大路千両松町8番地1
有限会社アイデン
- 6 契約金額（税込み）
6,380,000円
- 7 契約内容
本修理は、屋外照明設備が長年の使用により故障しているため、修理するものである。
- 8 随意契約の理由
石田水環境保全センター内の照明設備が、長年の使用により故障し、使用不能となった。このままでは設備の利用ができないため、緊急に修理・復旧する必要がある。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
緊急を要するため競争入札有資格者に登録されている業者で修理工法及び器材の手配を含め迅速に対応できる数件に連絡した。その結果、有限会社アイデンから徴収した見積りが最も安価であったため選定した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
短時間豪雨による下水道施設内の圧力上昇に伴う安全対策検討業務
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部計画課
- 3 契約締結日
令和4年12月14日
- 4 履行期間
令和4年12月15日から令和6年3月14日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府吹田市江坂町1丁目23番101号
株式会社日水コン 大阪支所
- 6 契約金額（税込み）
7,205,000円
- 7 契約内容
本業務は、令和4年8月の短時間豪雨で東大路幹線内の圧力が上昇し、人孔周辺から空気が流出することで舗装が隆起する被害が生じたことを受けて、流出解析及び下水道施設の内圧を検証し、その事象の再現と対策を整理するものである。また、これまでに同様の被害を受けて対策を実施した堀川1号幹線及び鳥羽第二導水渠について、対策の効果検証を行う。
- 8 随意契約の理由
本業務の検証を実施するためには、解析のためのモデルが必要となるが、過年度に同様の業務を履行しており既にモデルを所持している業者を選定することにより、モデルを所持していない他の業者と契約を締結する場合に比べて著しく有利な価格となるため、株式会社日水コンを契約の相手方として随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第7号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
下水道施設マネジメント支援システム改修委託
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部計画課
- 3 契約締結日
令和5年2月2日
- 4 履行期間
令和5年2月3日から令和5年9月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区烏丸通仏光寺上ル二帖半敷町646
パシフィックコンサルタンツ株式会社 京都事務所
- 6 契約金額（税込み）
8,305,000円
- 7 契約内容
本市では、下水道施設におけるマネジメント推進のため、施設マネジメント支援システム（以下「システム」という。）を構築し、施設・設備のデータベース化を図っている。本業務は、システムの機能向上を目的とした改修を行うものである。
- 8 随意契約の理由
システムの現機能を確保したうえで改修を行うことができるのは、そのプログラム等を熟知している開発業者のみであるため、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
桂川右岸流域関連久世殿城（その1）公共下水道工事（京都市南区久世殿城町他 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部設計課
- 3 契約締結日
令和4年11月30日
- 4 履行期間
令和4年12月1日から令和5年5月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市西区靱本町1丁目11番7号
株式会社熊谷組 関西支店
- 6 契約金額（税込み）
12,463,000円
- 7 契約内容
本工事は、向日市森本東部地区土地区画整理事業（以下「区画整理事業」）及び都市計画道路牛ヶ瀬馬場線（以下「都市計画道路」）工事に際し、下水道管を新設するものである。
- 8 随意契約の理由
本工事は、各埋設企業者による工事や共同溝工事など、連続して行われる様々な工事と一体的に行う必要がある。また、都市計画道路については、令和5年度に供用予定であるため、非常に限られた期間内での施工が求められている。
以上のことから、本工事を区画整理事業の工事請負者が一体的に施工することで、工事の輻輳を避けることができ、安全な施工が確保できる。さらに、工事着手前の地元調整や工程調整等に費やす時間を大幅に省略できるため、工期の短縮を図ることができるほか、経費の縮減が可能なことから随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり